

じゅうろくICキャッシュカード規定

1. カードの利用

- (1)じゅうろくICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）とは、当行が発行するカードで、ICチップを搭載したキャッシュカードです。
- (2)ICカードは、当行所定の現金自動預金支払機（現金自動支払機を含みます。）にてご利用いただくことができます。

2. 対象預金

ICカードは、普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）およびその他当行所定の基準を満たす預金口座を対象とします。

3. 解約、カード利用停止等

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却していただくか、カードを切断のうえ破棄してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおとわりのすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①後記4.に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

4. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

5. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行じゅうろくキャッシュサービス規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定により取扱います。

6. 規定の変更

- (1)本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行WEBページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2)前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上
2025年4月1日現在